

令和7年第4回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和7年9月5日（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

| | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 溝上 広行 | 9番 | 定松 弘介 |
| 2番 | 南里 隆司 | 10番 | 前田 弘次郎 |
| 3番 | 田島 隆一 | 11番 | 吉岡 英允 |
| 4番 | 吉岡 正博 | 12番 | 草場 祥則 |
| 5番 | 岸川 信義 | 13番 | 片渕 栄二郎 |
| 6番 | 友田 香将雄 | 14番 | 西山 清則 |
| 7番 | 重富 邦夫 | 15番 | 溝上 良夫 |
| 8番 | 中村 秀子 | 16番 | 内野 さよ子 |

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

| | | | |
|---------|--------|------------|-------|
| 町 長 | 田島 健一 | 副町長 | 百武 和義 |
| 教 育 長 | 下平 博明 | 総務課長 | 谷崎 孝則 |
| 企画財政課長 | 大串 恭隆 | 総合戦略課長 | 山口 裕一 |
| 税 務 課 長 | 出雲 誠 | 住民課長 | 永尾 宗紹 |
| 保健福祉課長 | 山下 英治 | 長寿社会課長 | 小野 勉 |
| 生活環境課長 | 川崎 美津夫 | 農業振興課長 | 吉村 浩 |
| 商工観光課長 | 筒井 直 | 農村整備課長 | 吉村 大樹 |
| 建 設 課 長 | 鶴田 浩紀 | 会計管理者 | 久原 美穂 |
| 学校教育課長 | 久原 正好 | 新しい学校づくり課長 | 永石 敏 |
| 生涯学習課長 | 矢川 靖章 | 農業委員会事務局長 | 石田 善人 |
| 代表監査委員 | 稲富 健朗 | | |

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 中 原 賢 一
課 長 補 佐 片 渕 英 昭
議 事 係 書 記 草 場 雅 子

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。
7番 重 富 邦 夫 8番 中 村 秀 子

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案上程（提案理由の説明）
日程第4 議案第45号 専決処分の承認について（白石町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）
日程第5 議案第46号 専決処分の承認について（令和7年度白石町一般会計補正予算（第4号））
日程第6 議案第47号 財産の取得について
日程第7 報告第11号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第8 報告第12号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
日程第9 報告第13号 専決処分の報告について（学校施設環境改善交付金事業旧福富中学校校舎等解体工事請負契約の変更について）
日程第10 報告第14号 只江川スポーツパークに関する報告について

9時30分 開会

○内野さよ子議長

ただいまから令和7年第4回白石町議会9月定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ここで申し上げます。

農業委員会事務局長から、会議規則第2条第1項の規定に準じ、公務のため離席する旨の届けが提出されていますので報告します。

諸般の報告を行います。

各報告書、資料等は事務局において閲覧に供しますので、御確認をお願いします。

また、監査委員からの例月出納検査の報告書、町長から佐賀西部広域水道企業団議会の決算報告も配付していますので、御確認をお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、地方自治法第121条の規定による議会の出席要求に対する執行機関側の説明

員はお手元の名簿のとおりです。

日程第1

○内野さよ子議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、重富邦夫議員、中村秀子議員の両名を指名します。

日程第2

○内野さよ子議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る8月25日の議会運営委員会において今期定例会に上程される議案等の件数、一般質問の通告等について審査の結果、既に配付しています会期日程（案）のとおり、本日9月5日から19日までの15日間にしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本日から9月19日までの15日間とすることに決定しました。

日程第3

○内野さよ子議長

日程第3、町長から議案が提出されています。これは、皆様に配付しています一覧表のとおりです。決算の認定4件、専決処分2件、財産の取得1件、財産の無償譲渡1件、条例5件、人事1件、補正予算3件、以上17件の議案を一括して議題とします。ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

皆様、おはようございます。

本日、令和7年第4回白石町議会定例会の開会に当たりまして、提案理由の説明をさせていただきますが、その前に、先月の6日から低気圧と前線による大雨で全国的に被害がございました。被害に遭われた方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

本町におきましても、8月9日の降り始めから町内の警報が解除された8月11日の21時まで、累計で188ミリの降雨を観測したところでございます。しかしながら、水路の事前排水による御理解、御対応もあり、大きな被害等の報告はございませんでした。御対応に当たられた関係者の皆様方にお礼を申し上げます。

また、避難者の状況でございますが、8月11日の朝6時、町内全域に高齢者等避難を発令して、同時に町内3箇所に避難所を開設いたしました。しかしながら、当日の避難所の閉鎖に至るまでの間、避難をされた方はいらっしゃらないという状況でございました。

今月に入りまして、全国的に集中豪雨が発生しております。また、これから台風の接近も多くなる時期でもございます。今後も、町民の生命、財産を守るため、適切な災害対策や迅速な災害対応など確実に実行してまいりたいと思っております。

それでは、本日提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、議案第41号から議案第44号までの4件は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び下水道事業会計の令和6年度決算の認定に関する議案でございます。

中でも、一般会計歳入歳出決算では、歳入歳出差引き額は6億1,407万3,151円で、同額を翌年度に繰り越しております。

また、実質収支に関する調書では、歳入総額から歳出総額を差し引いた額が先ほど申し上げました額で、翌年度に繰越すべき財源として、継続費繰越額2,126万2,490円、繰越明許費繰越額が3,646万2,000円となり、これを差し引いた実質収支額は5億5,617万8,661円の決算額となっております。

詳しくは、あともって会計管理者と担当課長が御説明いたします。

次に、専決処分案件が2件ございます。

議案第45号「専決処分の承認について（白石町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）」は、国が投票所経費等の基準額の改定を行ったため、非常勤特別職の報酬額を本年6月16日付で条例改正の専決処分を行ったものでございます。

議案第46号「専決処分の承認について（令和7年度白石町一般会計補正予算（第4号）」は、参議院議員通常選挙費で非常勤特別職の報酬額が改定されたことで、不足する額を増額補正することについて、同じく本年6月16日付で予算の補正の専決処分を行ったものでございます。

以上、2件について報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、財産に関する案件が2件ございます。

議案第47号「財産の取得について」は、消防小型動力ポンプ7台を取得したいので、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により議会の議決を求めるものでございます。

議案第48号「財産の無償譲渡について」は、白石町立あかり保育園の財産の無償譲渡に関しまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、条例案件が5件ございます。

議案第49号「白石町保育園設置条例を廃止する条例について」は、令和8年4月1日からの民営化に伴い白石町立あかり保育園の運営を終了するため、当該条例を廃止するものでございます。

議案第50号「白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び白石町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」は、人事院規則及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本町条例の改正を行うものでございます。

議案第51号「白石町税条例の一部を改正する条例について」は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本町条例の改正を行うものでございます。

議案第52号「白石町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、本町条例の改正を行うものでございます。

議案第53号「白石町中小企業・小規模企業振興条例の制定について」は、中小企業、小規模企業の振興に関する総合的な施策を推進することにより、町の経済発展及び地域の活性化を図り、町民生活の向上に寄与することを目的として、当該条例を制定するものでございます。

続いて、人事案件がございまして。

議案第54号「白石町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、現在、委員が1名欠員となっておりますので、欠員補充のため、門田由美子氏を新たに委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

最後に、予算案件が3件ございまして。

議案第55号「令和7年度白石町一般会計補正予算（第5号）」につきましては、既決の歳入歳出予算総額に3億3,607万8,000円を追加し、補正後の予算総額を180億9,343万9,000円とする増額補正予算をお願いするものでございます。

議案第56号「令和7年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、議案第57号「令和7年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきましては、各特別会計予算に所要の補正を求めるものでございます。

提案いたしました議案につきましては、以上のとおりでございます。

提案議案の詳細及び報告案件につきましては、担当課長から説明させます。それぞれ十分に御審議賜りますようお願いいたします。

○内野さよ子議長

担当課長の議案内容説明については、文書によりこれに代えます。なお、この文書は、議案の内容が分かるよう、会議録に記載することといたします。

（担当課長の議案説明）

○久原美穂会計管理者

令和6年度白石町各会計の歳入歳出決算について、地方自治法第233条第5項の規定により概要を説明いたします。

なお、決算書は地方自治法第233条第1項及び地方自治法施行令第166条の規定により歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書といたします。

まず、令和6年度白石町一般会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。

決算書の1ページをお願いします。

歳入のうち主な項目について説明いたします。

1 款町税の収入済額は22億4,095万3,327円で、前年度より2億1,903万2,144円の減額となっております。なお、年度中の不納欠損額は198万1,267円で、収入未済額は3,108万3,422円となっております。

7 款地方消費税交付金は、収入済額5億5,046万1,000円となっております、前年度より4,124万5,000円の増額となっております。

2 ページをお願いします。

11 款地方特例交付金の収入済額は1億283万1,000円で、個人住民税における定額減税の実施に伴う定額減税減収補填特例交付金の増収などにより、前年度より8,706万9,000円の増額となっております。

12 款地方交付税は、収入済額54億8,706万5,000円となっております、歳入全体の31.5%を占めております。

3 ページをお願いします。

17 款県支出金は、収入済額19億7,966万2,213円で、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金など、農業振興費県補助金の減収などにより、前年度より6億6,174万8,938円の減額となっております。

19 款寄附金は、収入済額11億3,309万3,408円となっております。そのうち、ふるさと寄附金は11億1,829万円で、前年度より3億477万2,000円の減額となっております。

22 款諸収入は、収入済額3億5,281万997円となっております。なお収入未済額885万3,060円のうち、学校給食費が314万1,273円、過年度分特定空家代執行費用納付金が559万6,000円となっております。

4 ページをお願いします。

23 款町債は、収入済額10億6,820万円で、合併特例債などの減収で前年度より14億4,140万円の大減額となっております。

歳入合計で、収入済額174億2,687万6,294円の決算となっております。

続きまして、一般会計歳出の主な項目について説明いたします。

5 ページをお願いします。

3 款民生費は、支出済額45億4,013万8,083円で、定額減税補足給付事業費及び有明学童施設建設工事費などの支出増により、前年度より4億1,392万862円の増額となっております。

6 款農林水産業費は、支出済額18億7,421万9,645円で、農業振興費における補助金の支出減などにより、前年度より8億5,617万6,886円の減額となっております。

6 ページをお願いします。

8 款土木費は、支出済額6億7,718万8,210円で、排水ポンプ工事費及び住宅管理費の支出減などにより、前年度より1億628万9,541円の減額となっております。

9 款消防費は、支出済額6億6,876万8,939円で、防災行政無線施設機能拡充等整備事業費などの支出増により、前年度より1億6,909万586円の増額となっております。

10 款教育費は、支出済額16億3,400万971円で、新設中学校整備工事費及び新学校給食センター整備工事費などの支出減により、前年度より18億9,663万1,471円の大減額となっております。

7 ページをお願いします。

歳出合計は、支出済額168億1,280万3,143円となっております。歳入歳出差引き額は6億1,407万3,151円で、同額を翌年度に繰り越しいたしております。

次に、168ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額から歳出総額を差し引いた額が6億1,407万3,151円となり、翌年度に繰り越すべき財源として、継続費逓次繰越額2,126万2,490円、繰越明許費繰越額3,646万2,000円、事故繰越し繰越額が17万円となり、これを差し引いた実質収支額は、5億5,617万8,661円の決算額となっております。

続きまして、令和6年度白石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。

まず、歳入の主な項目について説明いたします。

1ページをお願いします。

1款国民健康保険税は、収入済額7億6,907万8,679円で、歳入全体の19.6%となっております。前年度より1億4,763万7,114円の減額となっており、不納欠損額が187万3,262円、収入未済額が5,397万9,467円の決算となっております。

5款県支出金は、収入済額25億4,480万8,900円で、歳入全体の64.7%を占めております。

2ページをお願いします。

歳入合計として、収入済額39億3,051万3,267円となっており、前年度より1億4,753万1,232円の減額となっております。

続きまして、国民健康保険特別会計歳出の主な項目について説明いたします。

3ページをお願いします。

2款保険給付費は、支出済額24億552万2,885円で、歳出全体の66.5%を占めておりました。昨年度より1億6,958万9,234円の減額となっております。

3款国民健康保険事業費納付金は、支出済額10億7,737万2,058円で歳出全体の29.8%を占めておりました。前年度より9,769万9,258円の増額となっております。

4ページをお願いします。

歳出合計は、支出済額36億1,722万140円となっております。

歳入歳出差引き額は、3億1,329万3,127円で、同額を翌年度へ繰り越しいたしております。

次に19ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた額が3億1,329万3,127円で、実質収支額も同額となっております。

続きまして、令和6年度白石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明いたします。

まず、歳入の主な項目について説明いたします。

1ページをお願いします。

1款後期高齢者医療保険料は、収入済額2億8,796万2,800円で、前年度より1,148万1,200円の減額となっており、歳入全体の67.9%を占めております。なお、収入未済額は48万1,900円となっております。

4款繰入金は、収入済額1億2,543万8,490円で、前年度より666万2,748円の増額と

なっております。

歳入合計として、収入済額 4 億 2,385 万 2,106 円の決算額となります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計歳出の主な項目について説明いたします。

2 ページをお願いします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額 4 億 1,173 万 5,690 円で歳出全体の 97.4% を占めております。

3 款保健事業費は、支出済額 935 万 3,260 円で、前年度より 28 万 1,100 円の増額となっております。

歳出合計が、支出済額 4 億 2,258 万 3,052 円で、歳入歳出差引き額は 126 万 9,054 円の決算となり、同額を翌年度に繰越いたしております。

次に、10 ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた額が 126 万 9,054 円で、実質収支額も同額となっております。

なお、詳細につきましては、添付をいたしております各会計の決算事項別明細書、決算説明報告書などのお目通しをお願いいたします。

最後に、財産に関する調書でございます。

1 ページに土地及び建物、2 ページに山林・動産・物権・無体財産権・有価証券・物品、3 ページ以降につきましては、各種基金、出資金などを記載いたしております。

以上で各会計の決算概要説明を終わります。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○川崎美津夫生活環境課長

令和 6 年度白石町下水道事業会計決算について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により概要を説明いたします。

決算書の 1 ページをお願いします。

令和 6 年度白石町下水道事業決算報告書は、予算額に対して執行状況を明らかにするための実績計算書に当たり、消費税込みの金額で表示しております。

(1) 収益的収入及び支出は、下水道事業の経営活動に伴って発生する収益とそれに対応するための費用を明らかにするもので、現金の収入及び支出を伴わない長期前受金戻入や減価償却費などを含みます。

上段の収入の第 1 款、第 1 項営業収益の決算額は、下水道使用料や手数料などの収益 1 億 2,106 万 8,393 円となっております。

第 2 項営業外収益の決算額は、他会計負担金や長期前受金戻入などの収益 4 億 9,682 万 1,366 円であり、下水道事業収益の総額は、6 億 1,788 万 9,759 円となっております。

下段の支出の第 2 款、第 1 項営業費用は、管渠費、処理場費、総係費、減価償却費などの費用で、決算額 5 億 4,694 万 3,753 円となっております。

第 2 項営業外費用は、支払利息で 5,695 万 9,304 円となっております。また、第 3 項の特別損失は、過年度損益修正損で 1 万 846 円となり、下水道事業費用の決算額総額は、6 億 391 万 3,903 円となっております。

次に2ページをお願いします。

(2) 資本的収入及び支出は、下水道の整備に伴って支出する建設改良費とそれを賄う財源を明らかにし、他会計からの出資金や現有施設の取得に要した企業債の元金償還金を含みます。

上段の収入は、企業債、国庫補助金、他会計負担金などの収入で、決算額の総額は、2億8,011万4,502円となっております。

下段の支出は、建設改良費と企業債償還金で、4億8,102万5,994円を執行しており、また地方公営企業法第26条の規定による1億100万円の繰越を行っております。なお、資本的支出に対し資本的収入が不足する額は、2億91万1,492円となり、この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額360万9,059円及び過年度損益勘定留保資金等の1億9,730万2,433円で補填いたしております。

続きまして3ページをお願いします。

下水道事業決算損益計算書は、1年間の下水道事業の経営成績を表すもので、消費税抜きで金額を表示しております。

I 営業収益は、1億1,023万8,046円、II 営業費用は、5億3,556万1,642円となり、営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は4億2,532万3,596円となっております。III 営業外収益は、4億9,225万6,342円で、IV 営業外費用は、5,812万3,999円となっております。営業外収益から営業外費用を差し引いた額は4億3,413万2,343円となり、さらに営業損失4億2,532万3,596円を差し引いた経常利益は、880万8,747円となっております。また、経常利益から特別損失9,860円を差し引いた当年度純利益は、879万8,887円となりました。

4ページをお願いします。

下水道事業剰余金計算書で、資本金の前年度末残高10億2,136万9,212円に、一般会計からの出資金1億7,136万2,000円を受け入れ、当年度末残高は、11億9,273万1,212円となりました。資本剰余金については、前年度末残高から、当年度末残高は変わらず、903万625円となり、利益剰余金については、前年度末残高1億395万9,962円に当年度純利益879万8,887円を加え、利益剰余金当年度末残高が1億1,275万8,849円となりまして、資本合計当年度末残高は、13億1,452万686円となりました。

また下段には、下水道事業剰余金処分計算書を記載しており、当年度利益処分は行っておりません。

5ページから8ページは、下水道事業決算貸借対照表であり、令和6年度末の令和7年3月31日における下水道事業会計の財政状況を明らかにするものです。

5ページから6ページ資産の部としまして、固定資産と流動資産を合わせた資産合計は、116億9,430万9,020円です。また、7ページの負債の部としまして、固定負債、流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は、103億7,978万8,334円です。8ページ資本の部としまして、資本金、剰余金を合わせた、資本合計が、13億1,452万686円となりまして、負債資本合計が、116億9,430万9,020円であり、資産合計と同額となります。

9ページは、会計方針等の注記を記載しております。

また、10ページからは、下水道事業報告書となっております。

10ページは、下水道事業の概況、11ページは、議会議決事項、行政官庁許認可等事項、職員に関する事項を記載しております。

12ページは、令和6年度中に施工しました建設改良工事の概要を記載しております。

13ページは、令和5年度と令和6年度を比較した業務量を記載しております。主な事項としまして、令和6年度末の処理区域内人口は、8,924人、水洗化人口は6,878人、年間汚水処理水量63万2,772m³に対し、年間有収水量は、56万9,052m³となり、有収率は89.9%となっております。

14、15ページは、事業収入に関する事項と事業費用に関する事項を記載しております。

16ページは、重要契約の要旨について記載しております。

17ページは、企業債、長期借入金及び一時借入金の概況を記載しております。令和6年度中に償還いたしました元金は、3億7,227万3,492円で、これにより令和6年度末企業債残高は、51億6,551万6,556円となっております。なお、一時借入金はございません。

18ページは、他会計負担金等の用途特定について記載しています。

19、20ページには、資金の流れを見るための下水道事業キャッシュフロー計算書を記載しております。

21ページから23ページには、収益費用明細書を、消費税抜きの金額で記載しております。

24ページには固定資産明細書を、25ページから27ページは、企業債明細書を記載しております。

以上で令和6年度白石町下水道事業会計決算の概要説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○谷崎孝則総務課長

議案第45号「専決処分の承認について（白石町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）」について御説明いたします。

これにつきましては、参議院議員通常選挙のある年の定例改正として、最近の物価の変動等を踏まえ、国が投票所経費等の基準額の改定を行ったため、条例の一部を改正するものでございます。

議案書6枚目の新旧対照表1 / 2ページを御覧ください。

本条例第2条の報酬額について定めている別表中、選挙長から議案書7枚目の2 / 2ページの選挙立会人までの報酬額を、それぞれ引き上げるものでございます。個別の金額については、表中の金額を御確認ください。

なお、この条例の施行期日は、公布の日としており、令和7年6月16日付で専決処分を行っております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○大串恭隆企画財政課長

議案第46号「専決処分の承認について（令和7年度白石町一般会計補正予算（第4号）」について、御説明いたします。

白石町一般会計補正予算（第4号）につきましては、令和7年6月16日付で専決処分を行いましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いします。

既決の歳入歳出予算総額に40万7,000円を追加し、補正後の予算総額を177億5,736万1,000円とするものです。国が投票所経費等の基準額の改正を行ったことによるものです。

7ページをお願いします。

歳入について、御説明いたします。

17款県支出金、3項、1目総務費県委託金では、参議院議員通常選挙事務委託金が1,416万5,000円となり、当初予算額1,375万8,000円を差し引いた、40万7,000円を計上しております。

8ページをお願いします。

歳出について、御説明いたします。

2款総務費、4項、3目参議院議員通常選挙費の選挙長等の報酬の基準額の改正等により40万7,000円を追加しております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○谷崎孝則総務課長

議案第47号「財産の取得について」御説明いたします。

取得する財産は、消防小型動力ポンプ7台です。

白石第1分団第2部（福吉）、白石第1分団第3部（福田南）、白石第2分団第3部（江越）、白石第4分団第4部（横手）、福富第2分団第2部（住ノ江）、福富第2分団第3部（北区）、有明第1分団第3部（新明3A）の、計7部のポンプの更新を予定しております。

取得の方法は、指名競争入札、取得価格は、消費税込み1台当たり264万6,050円で総額1,852万2,350円となっており、取得の相手方は、株式会社サガハツでございます。

今回、更新するポンプは平成10年から15年に整備したもので、稼働年数は27年が経過しているものもあります。どの部でも毎月ポンプ点検を行い、維持管理していただいておりますが、経年劣化で不具合、故障が増えてきており、交換部品の在庫もなくなってきました。団員の安全なポンプ操作を確保することを目的に、今年度まで充当することができる緊急防災・減災事業債を財源として、「令和7年度消防小型動力ポンプ購入事業」の入札会を実施したところであります。

入札の経過につきましては、議案に添付いたしております入札経過表を御覧ください。去る7月31日に入札を行い、8月1日に仮契約を結んでおります。

本事業の期間としましては、議決日の翌日から令和8年3月19日までといたしております。

今回の契約につきましては、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は

処分に関する条例により議会の議決を求めるものでございます。

以上、説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○山下英治保健福祉課長

議案第48号「財産の無償譲渡について」説明いたします。

白石町立あかり保育園については、令和6年3月に学校法人小川学園（嬉野市）に移管することを決定し、その時期を令和8年4月1日としています。

民営化に当たり、町が所有する建物、鉄骨造平家建て、延べ床面積1,121.7㎡、附帯設備及び備品一式を、移管先法人に無償で譲渡するもので、譲渡年月日は、令和8年4月1日でございます。

無償譲渡の理由といたしましては、建築後49年が経過し老朽化しており、今後も維持補修や建て替えが必要となり、民間法人所有の場合には補助事業を活用することができるため経済的であること。また、無償譲渡とすることで法人の経営面での負担が軽減され、園舎の建て替えや保育業務の充実など安定的かつ良質な保育事業の運営が図られ、町民の子育て支援の充実が期待されるためです。

以上のことから、建物、附帯設備及び備品一式を無償で譲渡することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、町所有の土地については、白石町財産の交換、譲与及び無償貸付け等に関する条例の規定により、10年間の無償貸付とします。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議案第49号「白石町保育園設置条例を廃止する条例について」説明いたします。

白石町立あかり保育園については、令和6年3月に学校法人小川学園（嬉野市）に移管することを決定し、その時期を令和8年4月1日としています。

令和8年4月1日からの民営化に伴い、白石町立あかり保育園の運営を終了するため、白石町保育園設置条例を廃止する必要があるため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

また、白石町保育園設置条例の廃止に伴い、関係する条例2本の改正が必要であるため、附則でその内容を定めています。

具体的には、白石町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の別表中、保育園医及び保育園歯科医を削るものでございます。もう一つは、白石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例中、第7条の休日保育料及び延長保育料に関する規定を削除するものです。

施行期日は、いずれも令和8年4月1日となります。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○谷崎孝則総務課長

議案第50号「白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び白石町職員の育児休

業等に関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

この条例は、仕事と生活の両立支援の拡充のため、人事院規則及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年10月1日から施行され、子育て部分休暇の取得パターンの拡充及び本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する情報提供や個別の意向確認等を措置するため、本条例を改正するものでございます。

議案書6枚目の新旧対照表〔第1条関係〕1／5ページを御覧ください。

これは、白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正するもので、本条例に第23条の3を新たに加え、妊娠、出産等についての申出をした職員や3歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児の両立支援制度の周知・意向確認と配慮を行うことなどを定めるものでございます。

議案書8枚目の新旧対照表〔第2条関係〕3／5ページを御覧ください。

これは、白石町職員の育児休業等に関する条例を改正するもので、本条例第16条に規定しております、正規の勤務時間の始めまたは終わりにおいて、1日につき2時間を超えない範囲で承認している部分休業について、正規の勤務時間の始めまたは終わりに関わらず承認することとし、この部分休業を第1号部分休業とするものでございます。

議案書9枚目の新旧対照表4／5ページを御覧ください。

次に本条例に第16条の2を新たに加え、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で請求する部分休業を第2号部分休業とし、その承認する時間の単位を定めるものでございます。

次に、本条例に第16条の3を新たに加え、部分休業の請求できる1年の期間を毎年4月1日から翌年3月31日までと定めるものでございます。

次に、本条例に第16条の4を新たに加え、第2号部分休業の年間に請求できる時間について定めるものでございます。

次に、本条例に第16条の5を新たに加え、部分休業の申出内容を変更することができる特別の事情について定めるものでございます。

なお、第1条、第2条どちらも令和7年10月1日から施行することとしております。ただし、第1条の経過措置の規定は、公布の日から施行することとしております。また、第2条の経過措置の規定は、施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第16条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」を「38時間45分」と、同条第2号中「10」を「5」とすることとしております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○出雲 誠税務課長

議案第51号「白石町税条例の一部を改正する条例について」御説明します。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、白石町税条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を

求めるものです。

今回の条例改正の主な内容は大きく3つの内容となっています。1つ目は公示送達関係、2つ目は個人町民税関係、3つ目は町たばこ税関係です。

それでは、議案第51号の新旧対照表を御覧ください。

6の1ページ第18条は、公示送達の方法について省令改正に合わせて改正を行うものです。公示送達とは、地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類は、郵便等により交付することとなっていますが、住所、居所、事務所等が明らかでなく、現地調査等を行った上でもなお、交付できない場合には、役場の掲示場に必要事項を掲示することで書類の送達があったものとみなす制度です。現在、役場の掲示場に掲示することで行っている公示送達を、町のホームページ等に公示事項を表示する措置をとるとともに、役場の掲示場又は庁舎に設置したパソコン等の画面に表示することで公示送達を行うことが可能となるものです。

施行日は地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日です。

同じく6の1から6の4ページ第34条の2、第36条の2第1項、第36条の3の2第1項、第36条の3の3第1項は、特定親族特別控除の創設に伴う改正です。大学生年代（19歳以上23歳未満）の扶養親族について、既存の扶養控除の対象となる所得要件を超えた場合であっても、新たに特定親族特別控除を設け、控除の額が段階的に逓減する仕組みが設けられたことに伴い関係条文を改正するものです。

施行期日は、令和8年1月1日です。

6の4ページから6の6附則第16条の2の2は、町たばこ税関係で加熱式たばこの課税方式の見直しです。加熱式たばこについて、紙巻きたばこより税負担水準が低く課税の公平性を欠いている状況を踏まえた国のたばこ税の見直しに伴い、地方たばこ税においても、課税方式が見直されることになりました。加熱式たばこの課税方式を見直し、激変緩和措置として令和8年4月1日及び同年10月1日の2段階に分けて1本当たりの税額を紙巻たばこに同等にするものです。

施行期日は、令和8年4月1日です。

いずれも、令和7年度地方税法等の一部改正を反映させるため、白石町税条例の一部改正を行うものです。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○鶴田浩紀建設課長

議案第52号「白石町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

国が定めている「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」の一部が改正（条ずれ）されたことに伴い、当該施行令を引用している「白石町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」の第4条第1項第6号中の「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改めるものです。

今回の条例改正は、公布の日を施行日としています。

以上説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○筒井 直商工観光課長

議案第53号「白石町中小企業・小規模企業振興条例の制定について」御説明いたします。

まず、制定理由につきまして、この条例は「中小企業・小規模企業の振興に関する総合的な施策を推進することにより、町の経済発展及び地域の活性化を図り、町民生活の向上に寄与することを目的」として制定するものであります。

次に条例案の概要について御説明いたします。

本条例の第1条では、先ほどの制定理由にあった「目的」について定めております。

第2条は、用語の定義を定めております。

第3条では、「中小企業者及び小規模企業者の創意工夫及び自発的な努力を尊重すること。国、県その他関係機関との連携を図って、その成長と持続的発展を支援及び推進すること。」を基本理念として定めております。

この基本理念にのっとり、第4条では、「生産性向上等による経営安定の促進及び経営革新の支援を図ること」、「創業及び新事業創出の促進を図ること」、「円滑な事業承継の推進を図ること」、「販路及び受注機会の拡大を図ること」、「資金調達の円滑化を図ること」、「事業を担う人材の確保及び育成を図ること」、「地域資源を活用した産業の発展及び創出の促進を図ること」、「雇用の促進及び労働環境整備の支援を図ること」、「前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項」、以上9つの事項を基本方針として定めております。

第5条から第8条までは、「町」、「中小企業者及び小規模企業者」、「中小企業支援機関」、「町民」それぞれの責務又は役割等を定めております。

第9条は「施策への反映に関すること」、第10条は「財政措置に関すること」、第11条は「委任に関すること」についてそれぞれ定めております。

このように、本条例は第1条から第11条までで成り立っており、本町における中小企業・小規模企業の振興に関する基本理念、基本方針、それぞれの役割など理念的な事項を中心として定めた、いわゆる「理念型条例」でございます。

なお、施行期日については、公布の日からとしております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○大串恭隆企画財政課長

議案第55号「令和7年度白石町一般会計補正予算（第5号）」について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

既決の歳入歳出予算総額に3億3,607万8,000円を追加し、補正後の予算総額を180億9,343万9,000円とするものです。

次に、6ページをお願いします。

第2表繰越明許費の補正ですが、広報戦略推進事業、1,800万円と道路メンテナンス事業5,000万円として追加しております。

7ページをお願いします。

第3表債務負担行為の補正ですが、白石町スクールバス運行委託事業（有明小学校）について、期間を令和7年度から令和11年度まで、限度額を1億6,000円として追加しております。

8ページをお願いします。

第3表地方債の補正ですが、1追加は、過疎債のルール分や配分枠の調整により対象から外れた新設中学校施設整備費（旧校舎解体工事）を公共施設適正管理推進事業債へ、クリーク防災機能保全対策事業を農業水利施設整備事業債（公共事業等債）へ変更しています。2変更は、過疎債について、額の確定に伴い借入限度額を減額し、限度額の変更を行っております。

次に歳入歳出について御説明いたします。

なお、歳入歳出とも白石町9月補正予算説明資料（主要事項内容説明書）に掲載しております事業については、説明を省略いたします。

まず、歳入の主なものについて、御説明いたします。

補正予算書の11ページをお願いします。

16款国庫支出金、2項、1目総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、2,013万6,000円を増額しております。

補正予算書の12ページをお願いします。

20款繰入金、2項、1目の財政調整積立基金繰入金で、1億7,199万3,000円を減額計上しております。今回の補正で、歳入が歳出を超過しましたので、超過分を財政調整積立基金に繰り戻しを行い、残高の確保を図ることとしております。

21款繰越金、1項、1目の前年度繰越金で、当初予算計上の1億円に加えて、4億5,617万8,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものについて、御説明いたします。

14ページをお願いします。

議会費を始め各款において、給料、職員手当等、共済費の人件費を補正しておりますが、これは4月1日付人事異動等による補正を計上しております。

15ページをお願いします。

2款総務費、1項、5目財産管理費では、令和6年度決算における歳計剰余積立金として、当初予算計上の5,000万円に加えて、2億2,900万円を財政調整積立基金に積み立てることとしております。

同じ2款、1項、8目地域づくり推進費の負担金、補助及び交付金では、今後さらなる申請が見込めることから空き家・空地バンク事業を200万円増額補正しております。また、今後の申請件数の増加が見込まれるため、住まいる“しろいし”応援事業補助金700万円を増額しております。

20ページをお願いします。

3款民生費、1項、1目社会福祉総務費では、定額減税補足給付金支給事業で、不足額を増額して600万円を負担金、補助及び交付金に増額しております。

また、36ページ以降の給与費明細書、41ページの地方債の現在高の見込みに関する調書につきましては、説明を省略しますので、御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○永尾宗紹住民課長

議案第56号「令和7年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の内容について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、既決予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億4,839万5,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ38億9,781万5,000円とするものでございます。

内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入でございますが、7ページをお願いします。

1款国民健康保険税でございますが、6月末での調定額が当初予算の見込額を上回ったことにより、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分を合わせて4,470万円を増額するものでございます。

次に、4款国庫支出金でございますが、マイナ保険証及び資格確認書の取り扱いに関する周知広報に係る経費として国から交付される補助金で、7,000円を増額補正でございます。

次に、5款県支出金でございますが、歳出において計上している一般被保険者高額介護合算療養費の増額補正に伴いまして、その財源として措置される普通交付金5万円を増額するものでございます。

次に、8款繰越金でございますが、2億329万3,000円を増額補正でございます。令和6年度の決算剰余金3億1,329万3,127円に対し、当初予算で繰越金を1億1,000万円計上しておりましたので、差引き2億329万3,000円を増額するものでございます。

最後に、9款諸収入でございますが、令和6年度に交付を受けました保険給付費等交付金（特定健康診査等負担金）の実績に伴う精算において追加交付金が生じたため、34万5,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。補正予算書の8ページをお願いします。

2款保険給付費でございますが、一般被保険者高額介護合算療養費の支給額が当初予算を上回る執行が見込まれるため、5万円を増額するものでございます。

次に、3款国民健康保険事業費納付金でございますが、納付金額の確定に伴いまして、医療給付費分を1,853万8,000円を増額、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分をそれぞれ24万2,000円と1,164万4,000円減額するものでございます。

続きまして、9ページをお願いします。

8款諸支出金でございますが、これは保険給付費等交付金返還金2,733万5,000円を増額補正でございます。令和6年度に概算での交付を受けておりましたが、実績に伴う精算において県交付金が過大交付となったため、翌年度に返還金が生じたものでございます。

同じく、8款諸支出金の一般会計繰出金でございますが、歳入の4款国庫支出金で御説明いたしました、マイナ保険証及び資格確認書の取り扱いに関する周知広報に係る経費として8,000円を一般会計に繰り出すものでございます。

最後に、9款予備費でございますが、国保特別会計の収入見込み分と歳出見込み分との差額2億1,435万円を保険給付費等の不足分に備えるなど、今後の国民健康保険財政の運営予算として予備費として計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議案第57号「令和7年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の内容について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、既決予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,731万9,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ4億8,021万9,000円とするものでございます。

内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入でございますが、7ページをお願いします。

1款後期高齢者医療保険料でございますが、令和7年度保険料の決定による調定額が当初予算の見込額を上回ったことにより、2,200万5,000円を増額するものでございます。

次に、3款国庫支出金でございますが、子ども・子育て支援金制度の施行に向けたシステム整備に係る経費として国から交付される補助金で319万円を増額補正するものでございます。

次に、5款繰越金でございますが、令和6年度の決算剰余金が126万9,054円となりました。当初予算で繰越金を1,000円計上しておりましたので、差引き126万9,000円を増額するものでございます。

最後に、6款諸収入でございますが、令和7年度後期高齢者医療特別調整交付金の交付基準額の改定に伴いまして、佐賀県後期高齢者医療広域連合からの委託料収入85万5,000円を増額するものでございます。

続きまして、8ページの歳出について御説明いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、令和7年度に決定した保険料及び出納整理期間中に収納した令和6年度分の保険料等を佐賀県後期高齢者医療広域連合へ納付するため、2,303万1,000円を増額するものでございます。

次に、3款保健事業費でございますが、後期高齢者医療特別調整交付金の交付基準額の改定に伴いまして、報酬や消耗品等の事業費85万5,000円を増額するものでございます。

次に、4款諸支出金でございますが、令和6年度の決算剰余金24万4,000及び子ども・子育て支援金制度の施行に向けたシステム改修費用319万円を一般会計への繰出金として増額補正するものでございます。

続きまして、9ページをお願いします。

最後に、5款予備費でございますが、今回の補正に伴う歳入歳出額の調整のため1,000円の減額を行うものでございます。

以上で説明を終わります。
御審議のほど、よろしく願いいたします。

○内野さよ子議長

ここで決算認定について監査委員からの審査報告を求めます。

○稲富健朗代表監査委員

おはようございます。監査委員の稲富でございます。よろしく願いいたします。
それでは、審査意見書の31ページを御覧ください。

この報告書を読み上げる形で行っていきたいと思います。

令和6年度の決算審査は、7月22日から8月5日まで実施し、決算書、関係諸帳簿、証拠書類を審査いたしました。その結果、決算計数は正確に処理されていることを確認いたしました。

審査の結果については意見書に記載しておりますので、ここでは例年どおり決算審査を実施しての講評を述べることにいたします。

1番目に、不納欠損処分と滞納処分についてであります。

令和6年度の町税、個人、法人町民税、固定資産税、軽自動車税の不納欠損額は452件、198万1,267円、うち個人町民税33万8,237円、法人町民税は0円、固定資産税155万5,130円、軽自動車税8万7,900円と前年比498万4,475円減少しております。また、国民健康保険税の不納欠損金については、昨年より265万8,028円減少し、187万3,262円となっています。これは、地方税法に基づき適正な理由で不納欠損処分されたものではありませんが、金額の多少にかかわらず納税者の不公平感を招きかねず、さらに納税意欲を低下させることにもつながりかねません。今後も、地方税制に基づき適正に執行していただくよう、十分留意していただきたいと思います。今後とも、町税に限らず、各種債権の徴収に関しても、各課連携を密にして徴収体制の強化を図っていただきますよう希望いたします。

2番目に、事務処理状況についてであります。

例月出納検査や定期監査においてもその都度指摘をしているので、決算審査では重大な誤りはありませんでした。また、予算流用につきましても、財務規則に基づき適正に処理されており、その理由についても妥当でありました。これは決算書のつづりにございますので、後ほど御確認ください。

ただし、次の点について改善することを検討していただきたいと思います。

まず、物価高騰の影響により、施設の維持管理費が上昇していると思われます。その対策として、各施設の使用料について昨年から見直しを行うよう要望しておりました。検討が進められ、素案段階であると聞いておりますが、利用者負担の原則に基づいて、減免も含めて早期に見直しができるよう対応をお願いしたいと思います。

次に、振替休日について、全庁的に完全取得ができており、大幅な改善が見られております。今後も、職員の健康管理の面から完全取得できるよう継続をお願いします。

続きまして、各課ごとの時間外勤務の実績を見てみると、特殊な事情——6年度は国スポ等ございました——これを除いては減少傾向にあり、改善が図られていると思

います。しかし、課によってはまだまだ時間外が多いため、各課への移管を含めた業務分担の見直し、人員配置の検討が必要であると考えます。

現在計画されている町内小学校の再編計画に基づき、廃校となる小学校が出てきます。跡地利用につきましては、財政的な負担が出てくることも予想されるため、早い段階で計画を策定する必要があると思われまます。あらゆることを想定した検討を早急に進めていただきたいと思います。

5番目に、令和6年度に関しましては、事務的なミスが非常に多かったと感じております。再発防止、またハラスメント防止等を含めた対策として、コンプライアンス委員会の設置について検討を行っていただきたいと思います。

3番目に、特別会計についてであります。

国民健康保険特別会計は、3億1,329万3,127円の黒字決算となりました。住民健診の受診率が低下傾向にあり、受診率を向上させるような手だてを検討するとともに、町民自らが自身の健康管理に留意されるよう、これからも周知徹底と関連事業の推進を望むところであります。

次に、下水道事業会計については、特に農集が改修後20年経過しており、施設の老朽化に伴う大規模な修繕が今後も予想され、将来的な経営状況が懸念されております。接続率が伸び悩んでいる地区においては、戸別訪問など、粘り強く早期の接続をお願いするよう、努力を期待いたします。また、使用料の見直しは、物価高騰で町民の負担が増加している中であり、理解を得ながら適切な方法により見直しを検討されるよう、お願いいたします。

結びになります。

自主財源に乏しい本町は交付税に大きく依存しています。漁港施設整備や学校統合などの大型事業により、借入金の増加に伴う公債費の償還の増加が見込まれ、公共施設の老朽化に伴う修繕費等の増加も予想されることから、これからも厳しい財政運営となっていくものと認識しています。

白石町行政経営プランに記載されているとおり、着実に歳入増加策の検討、ふるさと納税事業の安定化などを行い、時代に対応した住民サービスのデジタル化について鋭意取り組んでいただき、職員の負担軽減についてもつなげてほしいと思っております。

また、近年は、カスタマーハラスメント等への対応も含め、住民の行政に対するニーズがますます多種多様化しており、職員の負担も大きくなっていると感じます。その時代に合わせた組織改編と専門人材の活用も検討していく必要があると考えます。

最後に、若者の定住促進を核とした人口減少対策や地域活性化のための魅力的な観光施策には、鋭意取り組んでいただきたいと思います。それを実現するため、職員個々のスキルアップを含めた人材育成、官民協働で取り組む新たな施策の検討などを積極的に行ってもらい、持続可能なまちづくりを展開されるよう切望いたします。

以上、簡単ですが講評といたします。ありがとうございました。

○内野さよ子議長

暫時休憩します。

9時56分 休憩

10時15分 再開

○内野さよ子議長

会議を再開します。

次に、本日の議事進行について申し上げます。

本日の審議は、質疑、討論、採決の順で行います。

日程第4

○内野さよ子議長

日程第4、議案第45号「専決処分の承認について（白石町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）」を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第45号「専決処分の承認について（白石町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）」を採決します。

本案を承認される方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第45号は承認されました。

日程第5

○内野さよ子議長

日程第5、議案第46号「専決処分の承認について（令和7年度白石町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第46号「専決処分の承認について（令和7年度白石町一般会計補正予算（第4号）」を採決します。

本案を承認される方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第46号は承認されました。

日程第6

○内野さよ子議長

日程第6、議案第47号「財産の取得について」を議題とします。
質疑はありませんか。

○片渕栄二郎議員

先ほど勉強会の中でも説明がございましたけれども、今回7部の更新を予定されておりますけれども、この7部については平成10年から15年に整備をしたものということで、一番長い稼働年数は27年を経過しているというようなことでございます。そういったことで、火災というのは初期消火が一番大事と考えますけれども、もしものことがあった場合に、一番長いので27年という経過をしてる、この27年をもっと短縮した形での更新は町としては考えておられないか、その辺をまずお尋ねをいたします。

○谷崎孝則総務課長

先ほど勉強会でも申し上げましたように、これまでも本町におきましては、消防ポンプの活用という点では、25年を超えるようなスパンで更新計画をしてきているところでございます。しかしながら、議員が申されるように、住民の安心・安全を守ると、いざというときに機能しないような旧型ポンプであった場合とか、効率面といいますか、いざというときの安全面というところで危惧されるというところも今後は視野に入れながら、財政面等とも関係課とも協議をしながら、消防備品関係、資機材の更新計画というところは考えていきたいと思っております。何せ、白石町内で44部、ポンプ積載車を持つてる部がございますので、ただ議員が申されるような視点もしっかり考えながら更新計画を考えてまいります。

以上でございます。

○内野さよ子議長

ほかに質疑はありませんか。

○友田香将雄議員

こちら、今回トーハツ株式会社のVF53BSを導入されるということで、その内容の中では、土砂水の吸い込み自体も相当なリスク軽減ができるということで、今後の浸水災害等の対策もできるというふうな形での選定理由というふうに伺っておりますけれども、そうなってくると実際、今後の消防団のところで導入した場合に、水防機能ももちろん兼ね備えているとは思いますが、ただ実際の問題として、各消防団員の皆様のほうが、水防として、例えば浸水対策のほうでも今後動いていく想定を、多分ほぼほぼできてないんじゃないかなというふうに思っています。

今後、こういった形でのポンプの整備をされていって水害対策のところにも携わっていくということであれば、そのあたりも含めて、いま一度どういうふうに水害時の対応を、消防団としてどういうふうな取り組みをやっていくのかというのを、しっかりと明確に分かりやすい形で整備していく必要があるんじゃないかなというふうに思うのですが、そのあたりについてのお考えを少しお聞きできればと思います。

○谷崎孝則総務課長

おっしゃるとおりだと思います。もちろん、雨季前などにつきましては、消防団幹部と共に河川沿いでありますとか問題が多い箇所、浸水が多い箇所などを点検、パトロールなどしながら、対応策、いざというときの水防団としての活動の対策といたしますか、そういうところはもちろん毎年やってるわけでございますので、もう一つ踏み込んだ形で、水害時の消防団の各団員まで行き渡るような指示ができるような取り組み策、そういうところは今後の訓練計画など、団のほうとしっかり協議してまいります。

以上です。

○友田香将雄議員

恐らく六角川沿いの消防団の皆様に関してはしっかり意識していただいていると思うんですけども、それ以外のところに関してはなかなかイメージしにくいというか、実際末端までイメージされてるところはそんなに多くはないのかなというふうに思っております。しかしながら、こういったポンプの導入というのは、町として導入を進めていくというのは必ずしなきゃいけないことだというふうに私自身も理解しておりますので、町全体としてこの水害対策のところはどう活用していくのか、消防団がどう動いていくのかということに関してはしっかりと定義づけというか、柔軟に対応できることは必要だとは思いますが、ある程度の方針というところを消防団の関係者だけじゃなくて、町民の皆様の方にも分かりやすい形でぜひ公表していただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○内野さよ子議長

答弁いいですね。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第47号「財産の取得について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第7、8、9、10

○内野さよ子議長

日程第7、報告第11号「令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」、日程第8、報告第12号「専決処分の報告について」、日程第9、報告第13号「専決処分の報告について」、日程第10、報告第14号「只江川スポーツパ

一クに関する報告について」、これらの担当課長の内容説明は、文書によりこれに代えます。なお、この文書は、内容が分かるよう、会議録に記載することといたします。

(報告第11、12、13、14号の内容説明)

○大串恭隆企画財政課長

報告第11号「令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」御説明いたします。

本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき報告をするものでございます。

1ページをお開きください。

まず健全化判断比率でございます。

真ん中に表を記載しております。区分欄の令和6年度決算に基づく比率が本町の数字、早期健全化基準が本町での判断の早期健全化基準となる数値、財政再生基準欄は、その数値を超えた場合、財政再生団体となります。実質赤字比率につきましては、本町は算定をされません。黒字のため「－」となります。連結実質赤字比率につきましても同様でございます。

実質公債費比率につきましては、10.9%でございます。早期健全化の基準は25%、財政再生の基準は35%です。なお、令和5年度の実質公債費比率は10.2%でした。

将来負担比率につきましては、令和5年度に引き続き「－」となっております。早期健全化基準は350%です。令和6年度も町債等の将来負担額に対し、基金等の充当可能財源等が上回ることによるものです。

次のページをお開きください。

公営企業会計に係る資金不足比率でございます。

真ん中の表を御覧ください。表の中ほど(4)資金不足額において、下水道事業会計は、マイナスの6億5万2,000円、資金不足からすればマイナスとなっております。つまり資金不足はなく、表の下の米印の一番上に記載しておりますとおり、資金不足比率は算定されないため、「－」で表示しており、黒字ということでございます。

去る8月5日に、監査委員に対し算定の内容等について審査を求めました。

いずれも特に指摘すべき事項はないということで御意見をいただいております。

以上、報告を終わります。

報告第12号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」御説明いたします。

これは、町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第2号の規定に基づき、和解及び損害賠償額の決定について、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

2枚目の専決処分書を御覧ください。

町職員が公用車を運転中発生した物損事故及び人身事故に係る和解及び損害賠償額の決定につきまして、町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第2号の規定に基づき、専決処分を行っております。

専決日は、令和7年7月15日でございます。

1の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

2の和解の内容及び損害賠償額でございますが、町が相手方物損に対して賠償することとし、損害賠償額12万5,536円を支払うものでございます。また、町が相手方傷害に対して賠償することとし、損害賠償額67万4,978円を支払うものでございます。

事故の概要でございますが、令和6年11月28日午前9時10分頃、点滅信号がある交差点で、赤信号点滅で一旦停止をしっかりと止まらず、車が来ていないことを確認し、交差点に入ったところ、左から来る相手車両に気づかず衝突し、相手の車両を破損させたものでございます。

また、通院をされたことにつきましても、改めてお詫びを申し上げる次第です。

なお、損害賠償額につきましては、全額、全国自治協会自動車損害共済で補填しております。

以上で御説明を終わります。

○永石 敏新しい学校づくり課長

報告第13号「専決処分報告について（学校施設環境改善交付金事業旧福富中学校校舎等解体工事請負契約の変更について）」御説明いたします。

契約の目的は、学校施設環境改善交付金事業旧福富中学校校舎等解体工事請負契約の変更でございます。令和7年8月27日付で工事変更契約を締結しましたので、その内容についての御説明となります。

工事場所は旧福富中学校、契約金額は、消費税込みで変更前が2億8,865万9,800円、変更後が2億8,960万300円で94万500円の増額です。

契約の相手方は、富士・日出島建設共同企業体でございます。

変更の主な理由といたしましては、工事用車両の通行経路となるグラウンドの地盤強度や排水能力が低く、敷鉄板の設置が必要となったことによる増額です。

今回の報告につきましては、町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により、議会への報告を行うものでございます。

以上、説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○山口裕一総合戦略課長

地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人に該当いたしますので御報告いたします。

まず、運営状況について御報告いたします。2ページ目をお開きください。令和6年7月1日から令和7年6月30日までの入場者数の状況をつけております。

月ごとの利用状況となっております。

続きまして、5ページ目をお願いいたします。

令和6年度の事業報告でございますが、近年、近隣のゴルフ場において外国資本が参入したことにより、サービス面での競争も厳しくなる中において、当ゴルフ場においては、事業計画を基に毎月の業務実績と問題点を提示し、役員会・経営改善検討会を開催し、集客対策やコース管理等の業務について協議してまいりました。

その結果、年間来場者は1万3,014人となり189人の減少となりました。

16ページをお願いします。こちらは損益計算書でございます。

一番下の損益計算書における当期純損失は1,351万2,737円となっております。

理由については、令和6年度管理運営収支決算書の内容にて御説明いたします。

19ページをお願いします。

令和6年度管理運営収支決算書（キャッシュフロー）を御説明いたします。

収入の部の表の上側に1万3,203人とありますが、これは前年（5年度）の利用者数でございます。その横に1万3,014人とありますが、令和6年度の利用者数でございます。

前年度より189人の減となっております。

収入の部が事業収入で5,356万8,706円、前年度の決算より164万7,398円の増、事業外収入で7,223万5,854円、前年度の決算より6,512万8,443円の増となっております。

収入合計で1億2,580万4,560円となり、6,677万5,841円の増となっております。主な理由としては借入金の増加によるものです。

支出の部では、支出合計1億2,918万3,838円、前年度の決算より6,940万46円の増となっております。

増額の理由は、35年を経過した下流部浮棧橋の改修による支出が主な要因です。

収支差額①－②、収入合計から支出合計を差し引いた額は、337万9,278円のマイナスとなっております。

今回の定時株主総会は8月28日に行われ、令和6年度の決算及び令和7年度の事業計画が承認されたところであります。

今後の展望について申し上げます。

懸案事項としましては、今後、施設等の老朽化に係る修理等の負担増が課題となり、楽観できない経営状況が続くと思われませんが、グリーンやフェアウェイのコース整備はもちろんのこと、プレーヤーの安全管理と快適なプレーができるよう心がけ、今後も社員の経験や英知を結集し、健康増進やスポーツの振興に寄与することが期待されます。

また、平成28年にオープンした「しろいしパークゴルフ場」については、地域のスポーツ行事の場として、ニュースポーツの振興と併せて一体的にPRをしていただくよう期待しているところでございます。利用者数も令和6年度は前年度比156人減の3,084人となりましたが、近年、着実に普及してきている状況でございます。

今年度も只江川スポーツパークの目的である、町民の健康増進と地域活性化に寄与するとともに、施設の有効利用を図り、ゴルフ場の価値観を高めていけるよう頑張っていたきたいと思うところでございます。

以上、報告第14号についての説明を終わります。

○内野さよ子議長

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

10時25分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年9月5日

白石町議会議長 内野 さよ子

署名議員 重富 邦夫

署名議員 中村 秀子

事務局長 中原 賢一